

2013年4月23日付け決議100号

1980年8月19日付け法律6.815号 13章5項に
規定されている最大90日の期限で技術移管、
技術支援サービス提供でブラジルに訪問を希望する
雇用契約のない外国人への一時査証の認可の
手続きに関して。

1980年8月19日付け法律6.815号によって設立され、2003年5月28日付け法律10.683号で組織され、1993年6月11日付け法律840号に沿った権限において、下記決定する：

第1章 海外法人とブラジル法人との間で契約、協力及び協定関係の関係で技術移管、技術支援サービス提供を目的として最大90日間の期間でブラジルを訪問する国内企業と雇用契約のない外国人は、1908年の法律6.815号第13章第5項に記載され、1981年12月9日付け法律6.964号で変更された一時査証の取得は、直接に海外の領事機関で取得できる。この査証は延長または、永住査証への変更はできない。下記の書類が必要である：

I 外国人とブラジルでの業務提供をする会社との関係を証明した呼び寄せ企業の招聘状。

II 呼び寄せ企業の法人国家登録証明書

単項・単なる運営、財務や管理業務の技術支援の定義は含まれない。

第2章 第1章に記載された査証は、委託作業を希望するブラジル企業によって申請されること。

単項・労働雇用省は、労働監督官によってブラジル企業の雇用に関して想定される、外国人専門家による国内労働力の置き換えの兆候性があるとみなされた場合は、労働雇用省は法務省に査証の取り消しを依頼することができる。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- 第3章 この決議に記載された査証は、同じ外国人に対して 180 日間に 1 回のみ授与される。
- 第4章 2004 年 12 月 8 日付けの決議の第 6 章は無効となる。
- 第5章 本決議は官報に掲載されてから 15 日後の効力を発する。

審議会議長

パウロ・セルジオ・ディ・アルメイダ